

62. 市長の権限に属する事務の補助執行に関する規則

昭和 59 年 3 月 31 日
規則 第 3 号

改正	昭和 61 年 4 月 1 日 規則 第 15 号	平成 18 年 3 月 31 日 規則 第 15 号
	平成 2 年 4 月 1 日 規則 第 5 号	平成 19 年 3 月 30 日 規則 第 15 号
	平成 4 年 5 月 20 日 規則 第 20 号	平成 20 年 3 月 28 日 規則 第 17 号
	平成 5 年 4 月 1 日 規則 第 7 号	平成 21 年 3 月 31 日 規則 第 5 号
	平成 6 年 5 月 23 日 規則 第 17 号	平成 21 年 5 月 15 日 規則 第 25 号
	平成 8 年 4 月 1 日 規則 第 5 号	平成 22 年 3 月 31 日 規則 第 5 号
	平成 9 年 4 月 1 日 規則 第 7 号	平成 25 年 3 月 29 日 規則 第 57 号
	平成 10 年 4 月 1 日 規則 第 15 号	平成 27 年 3 月 31 日 規則 第 17 号
	平成 13 年 3 月 30 日 規則 第 10 号	平成 28 年 3 月 29 日 規則 第 17 号
	平成 15 年 3 月 31 日 規則 第 7 号	平成 28 年 11 月 30 日 規則 第 56 号
	平成 15 年 7 月 30 日 規則 第 68 号	平成 30 年 3 月 30 日 規則 第 24 号
	平成 17 年 3 月 31 日 規則 第 25 号	令和 2 年 3 月 31 日 規則 第 23 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市長の権限に属する事務の一部を他の執行機関等の職員に補助執行させることについて、必要な事項を定めるものとする。

(執行機関等の職員の補助執行)

第 2 条 市長は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 180 条の 2 の規定に基づき、別表第 1 に定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を補助執行させるものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の規定による補助執行させる事務以外の事務について、委員会又は委員と協議し、これらの執行機関の事務を補助する職員又はこれらの執行機関の管理に属する機関の職員をして臨時に補助執行させることができる。

(議会事務局職員の補助執行)

第 3 条 市長は、議会事務局職員をその補助機関である職員に充て、市長の権限に属する事務のうち次に掲げるものを補助執行させるものとする。

(1) 議会に係る予算の見積書を作成すること。

(2) 議会に係る予算の執行に関する事務を除く。

ア 常時勤務を要する職員

イ 再任用短時間勤務職員(地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。)

ウ フルタイム職員(地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する会計年度任用職員で、市長が必要と認めるものをいう。以下同じ。)

(3) 議会に係る供用物品を管理すること。

(組織の帰属及び事務の決裁)

第 4 条 前 2 条の規定により補助執行する場合には、議会事務局は那覇市副市長事務分担規程(1960 年那覇市訓令第 6 号)第 2 条第 1 号の総務部等を担任する副市長の所管に、教育委員会事務局は同条第 2 号の市民文化部等を担任する副市長の所管に、選挙管理委員会事務局及び監査委員事務局は総務部に、農業委員会事務局は経済観光部にそれぞれ属するものとみなす。

2 前 2 条の規定により補助執行する場合における事務の決裁については、那覇市事務決裁規程(1971 年那覇市訓令第 8 号)の規定を準用する。この場合において、同規程の字句の必要な読み替えは別表第 2 のとおりとする。

付 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

付 則(昭和 61 年 4 月 1 日規則第 15 号)～

付 則(令和 2 年 3 月 31 日規則第 23 号) [略]

別表第 1(第 2 条関係)

補助執行させる職員	補助執行させる事務
教育委員会事務局職員及び教育委員会の管理に属する機関の職員	1 教育委員会に係る議案を作成すること。 2 教育委員会に係る予算の見積書を作成すること。 3 教育委員会に係る予算の執行に関する事務。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 1 件 130 万円を超える工事請負に係る入札、契約及び検査に関する事務。

	<p>(2) 1 件 50 万円を超える工事に関する調査、測量、設計等の業務委託に係る入札及び契約に関すること。</p> <p>(3) 教育委員会事務局及び学校その他の教育機関の職員（県費負担教職員を除く。）で次に掲げるものの給与等の事務に関すること。</p> <p>ア 常時勤務を要する職員</p> <p>イ 再任用短時間勤務職員</p> <p>ウ フルタイム職員</p> <p>(4) 水道の使用料の支払いに関すること。</p> <p>4 教育委員会に係る国及び県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。</p> <p>5 教育委員会に係る財産の取得、管理及び処分に関すること。</p> <p>6 那覇市がその当事者となる請願、訴訟、和解、あっせん、調停、仲裁等に関することのうち、その内容が教育委員会の所掌事項に関すること。</p> <p>7 学校基本調査に関すること。</p> <p>8 那覇市青少年問題協議会に関すること。</p> <p>9 那覇市生涯学習推進協議会に関すること。</p> <p>10 幼稚園の保育料等の徴収に関すること。</p> <p>11 沖縄県青少年保護育成条例（昭和 47 年沖縄県条例第 11 号）第 20 条第 1 項の規定による立入調査等に関すること。</p> <p>12 奨学金の給付に関すること。</p>
<p>選挙管理委員会事務局職員</p>	<p>1 選挙管理委員会に係る予算の見積書を作成すること。</p> <p>2 選挙管理委員会に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げる職員の給与等に関する事務を除く。</p> <p>(1) 常時勤務を要する職員</p> <p>(2) 再任用短時間勤務職員</p> <p>(3) フルタイム職員</p> <p>3 選挙管理委員会に係る県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。</p> <p>4 選挙管理委員会に係る財産の管理に関すること。</p> <p>5 選挙管理委員会に係る供用物品を管理すること。</p>
<p>監査委員事</p>	<p>1 監査委員に係る予算の見積書を作成すること。</p>

務局職員	<p>2 監査委員に係る予算の執行に関すること。ただし、次に掲げる職員の給与等に関する事務を除く。</p> <p>(1) 常時勤務を要する職員</p> <p>(2) 再任用短時間勤務職員</p> <p>(3) フルタイム職員</p> <p>3 監査委員に係る供用物品を管理すること。</p>
農業委員会 事務局職員	<p>1 農業委員会に係る予算の見積書を作成すること。</p> <p>2 農業委員会に係る予算の執行に関すること。</p> <p>3 農業委員会に係る県に対する補助金等の交付申請及び実績報告に関すること。</p> <p>4 農業委員会に係る供用物品を管理すること。</p>

別表第2(第4条関係)

読み替えられる字句	読み替える字句
政策統括調整監	<u>議会事務局長</u> 教育委員会事務局の部長
部長	<u>議会事務局長</u> 教育委員会事務局の部長
副部長	<u>議会事務局の次長</u> 教育委員会事務局の副部長 選挙管理委員会事務局長 監査委員事務局長
課長	<u>議会事務局の課長又は副参事</u> 教育委員会事務局の課長、室長又は副参事 教育機関の所長、館長(公民館にあっては、中央公民館長に限る。)、校長又は園長 選挙管理委員会事務局の副参事 監査委員事務局の副参事 農業委員会事務局長
主幹	<u>議会事務局の主幹</u> 教育委員会事務局の主幹 教育機関の主幹 選挙管理委員会事務局の主幹 監査委員事務局の主幹

主査	<u>議会事務局の主査</u> 教育委員会事務局の主査 教育機関の主査、分館長、副所長又は中央公民館を除く公民館の館長 選挙管理委員会事務局の主査 農業委員会事務局の主査
----	---